

議会の委任に基づく専決処分について

1 和解(示談)の相手方 新宿区民

2 事件の概要

区立中学校の事務職員である相手方が、平成29年6月から平成30年11月頃にかけて、同校の業務に使用しない物品を公費で複数購入した上、当該物品の一部を自宅に持ち帰るなどした。

3 和解(示談)の要旨

相手方は、本件事件により、区が被った損害45,917円について、区に対し賠償する義務があることを認め、本件示談成立後、区の指定する方法で支払う。

4 和解(示談)成立の日

令和2年(2020年)4月16日